

2全火協講第14号

令和2年5月18日

都道府県火薬類保安協会 様  
香川県砕石事業協同組合 様  
山形県危険物安全協会連合会 様  
和歌山県銃砲火薬商組合 様

自宅学習方式による講習の実施について

(公社)全国火薬類保安協会  
会長 鶴田 欣也



拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況は3月以降全国的な拡大をみせ、政府から緊急事態宣言が発せられるに至りました。こうした状況に伴い経済産業省からの要請を踏まえ、講習会の延期、自宅学習方式の実施等について随時周知・連絡してきたところです。

今般6月より、指定協会が実施する、手帳制度関連等の講習について、自宅学習方式による講習の運用を開始しますので、よろしくご対応の程お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、無症状の感染者が感染拡大させたことが判明しており、緊急事態宣言が解除となっても感染の可能性がなくなるわけではなく、引き続き一定の対策が必要です。全国的には感染者の状況は異なりますが、感染者のいない地域でも旅行者等の流入で全国的な感染拡大を招いたことは否定できません。諸外国においてもロックアウト解除後の感染者の増加等の情報もみられるところです。

全火協としては、火薬類に関する講習会で感染者を広げることがないように努めることが社会的責務であるとの強い認識の下、今年中の講習については自宅学習とすること、およびそれにあたっては各都道府県協会等が同調し、全国での統一的な対応をお願い致します。

敬具

記

1. 自宅学習方式の実施

全国の都道府県協会での実施をお願いします。

2. 自宅学習の期間

令和2年6月から12月。

(年内に講習の結果送付及び手帳交付(シールの発送)を完了する。)

来年1月以降の実施については、本年秋頃の新型コロナウイルスの感染状況、ワクチンや治療薬の普及状況等を勘案し判断します。

### 3. 実施の範囲

経済産業省の通達<sup>※</sup>に基づき、指定協会が実施する手帳制度の講習です。

○火薬類保安手帳（黒手帳）

- ・再教育講習
- ・保安教育講習（産業火薬、総合、煙火）

○火薬類取扱従事者手帳（青手帳、黄手帳）

- ・保安教育講習

※ 50年2月28日50立局第128号通商産業省「火薬類に関する対策の強化について」

### 4. 具体的実施方法等について

別途ご連絡のとおり。

なお、自宅学習講習に関する、受講者に対する教材、受講を証明するシールについて、全火協が一括印刷し、ご提供させていただく予定です。

以上